

## 前期高齢者医療制度と京都府老人医療給付制度(㊟ 41) の窓口負担に係る特例措置について

### ―臨時特例事業により 70 歳となる㊟対象者の窓口負担を1割に一―

前述のとおり、平成 26 年 4 月 2 日以降に 70 歳の誕生日を迎える方については医療費窓口負担が 2 割になりますが、京都府の老人医療給付制度(㊟ 41) 対象者(65 ～ 69 歳)の医療費窓口負担は 1 割であるため、㊟対象者が平成 26 年度に 70 歳になる場合、国の制度のままでは医療費窓口負担が 1 割から 2 割に増加する扱いとなります。

この「逆転現象」(下記イメージ図参照)を回避するため、京都府では臨時特例事業として、㊟対象者が 70 歳となっても、継続して医療費窓口負担を 1 割に抑える補助を平成 26 年 5 月診療分から平成 27 年 3 月診療分に限り実施する予定です。これにともない、対象者に対して証が交付されます。

下記に制度の概要を掲載しますので、医療機関各位においてはご注意ください。なお、請求方法等の詳細につきましては、おって掲載します。

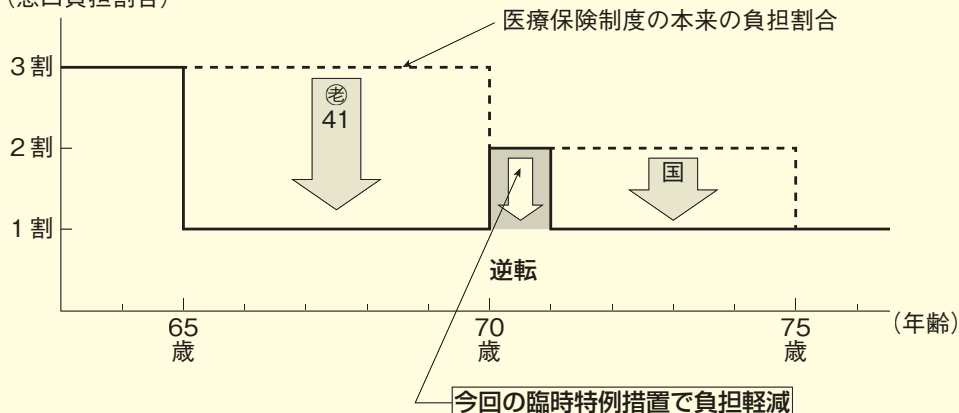
記

#### ▷制度の概要

|             |                                                                                                                                                                                                        |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者         | ㊟の要件に合致しており、平成 26 年度中に新たに 70 歳になる方(昭和 19 年 4 月 2 日～昭和 20 年 3 月 1 日生まれの方)<br>※ 70 歳になってから新規に申請して対象となる場合もある。<br>※ 誕生月の翌月から適用(1 日生まれは当月から適用)。<br>※ 昭和 20 年 3 月 2 日～4 月 1 日生まれの方は、翌月には事業が終了しているため、対象とならない。 |
| 窓口負担        | 1 割に軽減(本来 2 割)                                                                                                                                                                                         |
| 自己負担上限額     | ㊟と同様                                                                                                                                                                                                   |
| 当該特例事業の実施期間 | 平成 26 年 5 月診療分～平成 27 年 3 月診療分まで                                                                                                                                                                        |
| 事業主体        | 市町村                                                                                                                                                                                                    |

イメージ図(平成 26 年度)

(窓口負担割合)



## ▷ Q &amp; A

Q 1. 医療機関が窓口で確認すべき証は何か？

A 1. 当該特例事業の対象者が窓口で提示する証は、医療保険各法の保険証のほか、高齢受給者証及び特例事業の㊤受給者証（見本参照）。当該特例事業は、本来の京都府老人医療給付制度（㊤ 41）とは異なるが、混乱を避けるため、同じ様式の受給者証を交付することとされている。

Q 2. 当該特例事業の補助が適用されるのはいつからか？

A 2. 対象者の誕生月の翌月から適用される（誕生月までは本来の京都府老人医療給付制度が適用される）。

Q 3. 当該特例事業の適用期間はいつまでか？

A 3. 平成 27 年 3 月 31 日まで。対象者の誕生月にかかわらず、全対象者について平成 27 年 3 月診療分まで補助される。それ以降の対応については未定。

Q 4. 特例事業の㊤受給者証が交付されるのはいつか？

A 4. 誕生月の末日までに対象者に交付される（申請が必要な市町村あり）。また、対象者の所得捕捉の上で、8 月に証が更新される際にも改めて交付される。

Q 5. 特例事業の㊤受給者証の有効期限はいつまでか？

A 5. （4 月 2 日～7 月 1 日生まれの方）誕生月の翌月からの証の有効期限は平成 26 年 7 月 31 日まで。8 月更新時に交付される証の有効期限は平成 27 年 3 月 31 日まで。  
（7 月 2 日～3 月 1 日生まれの方）平成 27 年 3 月 31 日まで。

※ Q & A 中に「誕生月の翌月」「誕生月の末日」等の記載がありますが、行政の事務上、誕生日が月の初日の場合にはその前月が誕生月として取り扱われますので、1 日生まれの方についてはご注意ください。

（証見本）

|              |                                  |           |   |   |  |  |  |   |     |
|--------------|----------------------------------|-----------|---|---|--|--|--|---|-----|
| 福            |                                  | 福祉医療費受給者証 |   |   |  |  |  | 老 |     |
| 負担者番号        | 4                                | 1         | 2 | 6 |  |  |  |   |     |
| 公費負担医療の受給者番号 |                                  |           |   |   |  |  |  |   |     |
| 居住地          | 市町村番号                            |           |   |   |  |  |  |   |     |
| 氏名           |                                  |           |   |   |  |  |  |   |     |
| 生年月日         | 昭和 年 月 日                         |           |   |   |  |  |  |   | 男・女 |
| 一部負担金の割合     |                                  |           |   |   |  |  |  |   |     |
| 有効期間         | 平成 年 月 日から<br>平成 26 年 7 月 31 日まで |           |   |   |  |  |  |   |     |
| 発行機関名及び印     |                                  |           |   |   |  |  |  |   |     |
| 交付年月日        | 平成 年 月 日                         |           |   |   |  |  |  |   |     |
| この証は、京都府以外では |                                  |           |   |   |  |  |  |   |     |

特例事業の㊤受給者証の有効期間の終期は、  
7 月までに交付されるものは  
平成 26 年 7 月 31 日まで、  
8 月以降に交付されるものは  
平成 27 年 3 月 31 日までです。